



愛媛県報

発行 愛媛県

平成28年3月15日火曜日 第2756号

◇ 目 次 ◇

監視伝染病発生予防検査の実施.....	(畜産課) ...	152
監視伝染病の発生予防のための注射の実施.....	(") ...	153
漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生.....	(水産課) ...	153
漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅.....	(") ...	153
都市計画の決定に係る図書写しの縦覧.....	(都市計画課) ...	153
都市計画の変更に係る図書写しの縦覧.....	(") ...	153
公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の変更.....	(建築住宅課) ...	154
土地改良区役員の就退任の届出(3件).....	(東予地方局農村整備課、中予地方局農村整備第一課、南予地方局農村整備課) ...	154
道路の区域変更(県道長浜中村線).....	(南予地方局大洲土木事務所) ...	154
道路の供用開始(県道長浜中村線).....	(") ...	155
道路の供用開始(県道小田河辺大洲線).....	(") ...	155

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	(男女参画・県民協働課) ...	155
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告(2件).....	(") ...	155

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....	(選挙管理委員会) ...	156
政治団体の設立の届出.....	(") ...	156
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(") ...	157
政治団体の解散の届出.....	(") ...	157
政治団体の収支報告書の要旨の公表の一部訂正.....	(") ...	157

告 示

○愛媛県告示第271号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の検査を次のとおり実施する。

平成28年3月15日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血、家きんサルモネラ感染症等の発生の状況及び動向を把握し、その発生を予防するため

2 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲並びに実施する区域

(1) 牛のブルセラ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
2 その他知事の指定する牛	

(2) 牛の結核病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西条市、今治市(旧越智郡に限る)、越智郡、松山市、宇和島市、南宇和郡
2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
3 その他知事の指定する牛	

(3) 牛のヨーネ病

実施の対象となる牛の範囲	実施する区域
1 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	西予市(大野ヶ原を除く野村町に限る)
2 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛	西予市(野村町大野ヶ原、明浜町、三瓶町、宇和町に限る)
3 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育しているその他の牛	県下一円
4 その他知事の指定する牛	

(4) 牛の伝達性海綿状脳症

実施の対象となる牛の死体の範囲	実施する区域
月齢又は推定月齢が満48ヶ月齢以上で死亡した牛の死体のうち、牛海綿状脳症対策特別措置法第6条第1項に基づく届出の対象となるもの。ただし、同法同条第2項ただし書きに該当するものを除く。	県下一円

(5) 馬伝染性貧血

実施の対象となる馬の範囲	実施する区域
1 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれと同一施設内で飼育しているその他の馬 2 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれと同一施設内で飼育しているその他の馬 3 競馬法（昭和23年法律第158号）による競馬に出場する馬	東温市、伊予市、伊予郡、上浮穴郡
4 その他知事の指定する馬	県下一円

(6) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）

実施の対象となる鶏の範囲	実施する区域
人工ふ化の用に供し、又は供する目的で飼育している鶏	県下一円

(7) 知事の指定するその他の疾病

実施の対象となる家畜又はその死体の範囲	実施する区域
知事の指定する家畜	県下一円

3 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

4 検査の方法

- (1) ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症、馬伝染性貧血
家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林水産省令第35号）に定める方法
- (2) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）
急速凝集反応法
- (3) 知事の指定するその他の疾病
知事の指定する方法

○愛媛県告示第272号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条第1項の規定に基づき、流行性脳炎の発生予防のための注射を次のとおり実施する。

平成28年3月15日

愛媛県知事 中村時広

1 実施の対象となる豚の範囲及び実施する区域

実施の対象となる豚の範囲	実施する区域
知事の指定する豚	県下一円

2 実施の期日

平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間において、所轄の家畜保健衛生所長が指定する日

3 注射の方法

ワクチン接種法

○愛媛県告示第273号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年3月15日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局産業経済部管内）

岩松加入区

○愛媛県告示第274号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成24年3月愛媛県告示第328号）による保険に付すべき義務は、平成28年3月14日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成28年3月15日

愛媛県知事 中村時広

（南予地方局産業経済部管内）

岩松加入区

○愛媛県告示第275号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画準防火地域の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月15日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第276号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、松山広域都市計画用途地域の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成28年3月15日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第277号

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）第9条第2項の規定に基づき、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第2条第1項第4号に規定する数値を次のとおり変更し、平成28年4月分の家賃から適用する。

平成28年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

設置所在地名	団 地 名	建設年度	構造別	数 値	備 考
宇和島市別当三丁目	宮の下	57	耐 火	0.7950	第2号棟に限る。

○愛媛県告示第278号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市金子土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成28年 3月15日

愛媛県東予地方局長 渡 瀬 賢 治

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	藤 田 孝 三	新居浜市高木町10番29号

○愛媛県告示第279号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北条市畑地帯総合土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 3月15日

愛媛県中予地方局長 藤 井 晃 一

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	原 田 裕 三	松山市浅海原甲620番地
"	長 野 佳 彦	松山市大浦723番地
"	中 川 伸 良	松山市萩原甲303番地
"	渡 部 忠 義	松山市浅海本谷甲501番地
"	前 田 博 幸	松山市浅海原甲380番地
"	篠 原 明 俊	松山市猿川甲945番地
"	渡 部 敬 三	松山市猿川甲509番地
"	井 上 義 寛	松山市院内甲301番地 1
"	森 幹 治	松山市八反地甲678番地
"	石 橋 仁 志	松山市河野高山甲108番地
"	重 松 完	松山市佐古甲177番地

○愛媛県告示第281号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

"	重 松 正 憲	松山市本谷甲405番地
監 事	横 山 雅 利	松山市浅海本谷甲717番地 2
"	山 本 隆	松山市中西内439番地 2
"	重 松 孝 男	松山市夏目甲411番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	原 田 裕 三	松山市浅海原甲620番地
"	長 野 佳 彦	松山市大浦723番地
"	浅 田 暢 一	松山市北条辻848番地 2
"	萩 山 勝 美	松山市庄甲247番地 1
"	仲 田 正	松山市片山361番地
"	平 石 悌 明	松山市萩原甲337番地 1
"	横 山 勝之進	松山市浅海本谷甲354番地 5
"	村 上 勝 男	松山市浅海原甲1083番地
"	田 中 佳 徳	松山市猿川原甲263番地
"	山 崎 幹 敏	松山市猪木甲330番地
"	毛 利 幸 男	松山市院内甲32番地
"	森 幹 治	松山市八反地甲678番地
"	石 橋 仁 志	松山市河野高山甲108番地
"	得 居 文 雄	松山市常保免甲99番地 1
"	重 松 正 憲	松山市本谷甲405番地
監 事	忽 那 祐 三	松山市浅海原甲476番地
"	渡 部 恒 夫	松山市儀式甲529番地
"	重 松 孝 男	松山市夏目甲411番地 2

○愛媛県告示第280号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、宇和島市土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成28年 3月15日

愛媛県南予地方局長 稲 田 洋 一 郎

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	上 田 富 久	宇和島市野川甲1205番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	兵 頭 司 博	宇和島市津島町岩松甲1277番地11

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜中村線	大洲市多田乙341番12から 同市多田乙341番1地先まで	旧	メートル 13.4~87.0 及び 5.2~30.3	キロメートル 0.059 0.131	
			新	13.6~85.9 及び 5.2~14.1	0.065 0.120	

○愛媛県告示第282号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜中村線	大洲市多田乙341番10から 同市多田乙341番1地先まで	平成28年 3月15日

○愛媛県告示第283号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成28年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	小田河辺大洲線	大洲市河辺町植松409番3から 同町植松332番4まで	平成28年 3月15日
"	"	大洲市河辺町植松553番2から 同町植松551番2まで	"

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 3月2日	NPO法人 えひめ人材ブリッジ	東 矢 憲 二	松山市山越5丁目8番17号	この法人は、会員たち自らが育成してきた高度な知識・技術・経験を社会のために活用することによって、自分の人生をより輝かせるとともに、地域社会にも貢献することを目的とするものである。その中で、経済活動活性化（コンサルティング支援）・地域活動（まちづくり）・女性経営者や女性管理職の社会的地位の向上等を行い、雇用機会の創出を含めた愛媛県の地域としての社会的価値の向上を目指す。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 2月29日	特定非営利活動法人 だんだん	中 塚 貴 也	松山市富久町422番地	この法人は、子育て支援事業及び各種カルチャースクール等の開催に関する事業を行い、これらの事業を通じて地域のコミュニティーを構築し、豊かな社会の実現に寄与することを目的とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 3月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成28年 3月 7日	特定非営利活動法人 さなえ	小 川 純 人	松山市一番町1丁目14番地7	この法人は、身体障害者、知的障害者、精神障害者に対して、自立した日常生活及び社会生活を営むための支援事業を行い、障害のある人もない人も、共に地域で暮らせる「自立と共生の社会」の実現及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成28年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - (1) 選挙権を有する者の総数 1,164,724
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,295
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 245,591
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあつては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	43,140	14,380
南 宇 和 郡	19,808	6,603
松山市・上浮穴郡	429,018	138,170
今 治 市・越智郡	141,538	47,180
宇和島市・北宇和郡	80,414	26,805
八幡浜市・西宇和郡	39,517	13,173
新 居 浜 市	99,751	33,251
西 条 市	91,437	30,479
大 洲 市・喜多郡	52,486	17,496
伊 予 市	31,410	10,470
四 国 中 央 市	74,252	24,751
西 予 市	34,287	11,429
東 温 市	27,666	9,222

○愛媛県選挙管理委員会告示第12号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があつた。

平成28年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代 表 者	会 計 責 任 者		
宇都宮くみこ後援会	原井川 菜 見	西 口 栄 美	西予市宇和町下松葉346 - 6	平成28年 2月 4日
加藤美香後援会	三 好 浩 美	二 宮 裕 子	西予市宇和町坂戸183 - 2	平成28年 2月 5日
竹崎幸仁後援会	大 谷 浩 太 郎	小 嶋 利 喜	西予市三瓶町朝立1 - 386 - 3	平成28年 2月10日

近藤康弘後援会	近 藤 康 弘	近 藤 千 鳥	西予市宇和町卯之町五丁目967 - 8	平成28年 2月12日
宇都宮俊文後援会	兵 頭 岩 雄	浜 木 由 規 雄	西予市明浜町狩浜 2 - 10 - 1	平成28年 2月15日

○愛媛県選挙管理委員会告示第13号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成28年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
日本共産党南予地区委員会	西 井 直 人	会 計 責 任 者	西 井 直 人	遠 藤 紀 夫	平成28年 2月17日
自由民主党愛媛県今治市第五支部	福 羅 浩 一	会 計 責 任 者	福 羅 逸 巳	濱 田 耕 三	平成28年 2月25日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
えひめ民社協会伊予総支部	田 中 周 作	代 表 者	田 中 周 作	寺 下 武	平成27年 9月 4日
えひめ介護福祉政治連盟	菅 原 哲 雄	主たる事務所の所在地	松山市南久米町314 - 1 - 2	西予市宇和町卯之町一丁目257	平成28年 2月 1日
		代 表 者	菅 原 哲 雄	管 家 一 夫	
		会 計 責 任 者	東 田 満 広	古 田 芙 美	
愛媛司法書士制度推進連盟	泉 川 孝 三	政 治 団 体 の 名 称	愛媛司法書士制度推進連盟	愛媛司法書士政治連盟	平成28年 2月 6日
八東正後援会	永 井 忍	代 表 者	永 井 忍	弓 立 光 貞	平成28年 2月23日
		会 計 責 任 者	後 藤 浩 二	弓 立 俊 正	
幸福実現党松山後援会	伊 東 征 紀	主たる事務所の所在地	伊予市本郡545 - 4	松山市西一万町 8 - 8	平成28年 2月26日
		代 表 者	伊 東 征 紀	檜 垣 雄 次	
		会 計 責 任 者	三 瀬 圭 子	露 口 礼 子	

○愛媛県選挙管理委員会告示第14号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成28年 3月15日

愛媛県選挙管理委員会
委員長 西 蔭 健

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
片 山 益 男 公 世 会	山之内 章 次	平成26年11月15日
沢 本 誠 後 援 会	松 岡 好 雄	平成26年12月31日
山 本 昭 義 後 援 会	大 本 昭 男	平成27年12月31日

○愛媛県選挙管理委員会告示第15号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、愛媛県商工連盟連合会大洲支部から訂正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨の公表（平成27年11月愛媛県選挙管

理委員会告示第93号、平成26年11月愛媛県選挙管理委員会告示第80号及び平成25年11月愛媛県選挙管理委員会告示第89号)別記の一部を次のとおり訂正する。

平成28年3月15日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の収支報告書の要旨

第12条関係

平成26年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 **愛媛県商工連盟連合会大洲支部**

報告年月日 H27.2.16

1 収入総額	62,557 円
本年收入額	62,557 円
2 支出総額	62,557 円
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,200 円
日本商工連盟	16,200 円
その他の収入	46,357 円
1件10万円未満のもの	46,357 円
4 支出の内訳	
経常経費	3,964 円
備品・消耗品費	1,684 円
事務所費	2,280 円
政治活動費	58,593 円
組織活動費	40,000 円
選挙関係費	8,488 円
寄附・交付金	10,000 円
その他の経費	105 円

(訂正前)

政治団体の名称 **愛媛県商工連盟連合会大洲支部**

報告年月日 H27.2.16

1 収入総額	183,530 円
前年繰越額	157,305 円
本年收入額	26,225 円
2 支出総額	62,557 円
3 翌年繰越額	120,973 円
4 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,200 円
日本商工連盟	16,200 円
その他の収入	10,025 円
1件10万円未満のもの	10,025 円
5 支出の内訳	
経常経費	3,964 円
備品・消耗品費	1,684 円
事務所費	2,280 円
政治活動費	58,593 円
組織活動費	40,000 円
選挙関係費	8,488 円
寄附・交付金	10,000 円
その他の経費	105 円

平成25年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 **愛媛県商工連盟連合会大洲支部**

報告年月日 H26. 2. 4

1 収入総額	64,589 円
前年繰越額	4,734 円
本年收入額	59,855 円
2 支出総額	64,589 円
3 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,200 円
日本商工連盟	16,200 円
その他の収入	43,655 円
1件10万円未満のもの	43,655 円
4 支出の内訳	
経常経費	2,300 円
事務所費	2,300 円
政治活動費	62,289 円
組織活動費	60,000 円
選挙関係費	1,764 円
その他の経費	525 円

(訂正前)

政治団体の名称 **愛媛県商工連盟連合会大洲支部**

報告年月日 H26. 2. 4

1 収入総額	221,894 円
前年繰越額	205,660 円
本年收入額	16,234 円
2 支出総額	64,589 円
3 翌年繰越額	157,305 円
4 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	16,200 円
日本商工連盟	16,200 円
その他の収入	34 円
1件10万円未満のもの	34 円
5 支出の内訳	
経常経費	2,300 円
事務所費	2,300 円
政治活動費	62,289 円
組織活動費	60,000 円
選挙関係費	1,764 円
その他の経費	525 円

平成24年分

その他の政治団体

(訂正後)

政治団体の名称 **愛媛県商工連盟連合会大洲支部**

報告年月日 H25. 2. 13

1 収入総額	27,034 円
本年收入額	27,034 円
2 支出総額	22,300 円
3 翌年繰越額	4,734 円
4 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	27,000 円
日本商工連盟	27,000 円
その他の収入	34 円
1件10万円未満のもの	34 円
5 支出の内訳	

経常経費	2,300 円
事務所費	2,300 円
政治活動費	20,000 円
その他の経費	20,000 円

(訂正前)

政治団体の名称 **愛媛県商工連盟連合会大洲支部**

報告年月日 H25. 2. 13

1 収入総額	227,960 円
前年繰越額	200,926 円
本年收入額	27,034 円
2 支出総額	22,300 円
3 翌年繰越額	205,660 円
4 本年收入の内訳	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	27,000 円
日本商工連盟	27,000 円
その他の収入	34 円
1件10万円未満のもの	34 円
5 支出の内訳	
経常経費	2,300 円
事務所費	2,300 円
政治活動費	20,000 円
その他の経費	20,000 円